

振込規定

1. (適用範囲)

振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. (振込の依頼)

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。
- ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書を使用し、振込指定日、振込方法、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。また、受取人名、依頼人名のフリガナ欄には必ずフリガナを記入してください。
- ③ 当金庫は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。
- ② 1回および1日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲とします。
- ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
- ④ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) 振込依頼書による振込または振込機による振込以外のインターネットバンキング等による振込の依頼は、当金庫が別に定めた各規定により取扱います。

(5) 振込の依頼にあたっては、振込金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込金等」といいます。）を支払ってください。

3. (振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 振込機による場合には、振込契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、ご利用明細票等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. (振込通知の発信)

(1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

② 文書扱いの場合には、依頼日以後 3 営業日以内に振込通知を発信します。

(2) 前項の規定にかかわらず、振込機による振込の依頼を受付けた場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了後および信用金庫休業日に受付けた場合、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。これによって生じた損害については、当金庫に故意または過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

5. (証券類による振込)

当金庫は、小切手その他の証券類による振込金等の受入れはしません。

6. (取引内容の照会等)

(1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

(2) 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 入金口座なし等の事由により振込金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第 8 条に規定する組戻しの手続に準じて、振込金の受領等の手続きをとってください。

7. (依頼内容の変更)

(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第 8 条第 1 項に規定する組戻しの手続により取扱います。

① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の振込訂正依頼書に記名のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 提出された振込金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. (組戻し)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に記名のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込金は、振込依頼人名義の預金口座に入金いたします。振込依頼人の預金口座がない場合は、当金庫所定の方法で取扱います。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込金の返却については、第7条第2項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9. (通知・照会の連絡先)

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。なお、組戻しができなかったときも、組戻手数料は返却しません。
- (3) 組戻しされた振込金を返却せずに改めてその振込金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

11. (災害による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- ② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

12.（譲渡、質入れの禁止）

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13.（預金規定等の適用）

振込金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード規定、インターネットバンキング利用規定等により取扱います。

14.（規定の変更等）

- （1）この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続きに係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- （2）前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- （3）前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

（2021.2）